

2023年2月17日

**ベストスタイル新特約  
「特定自費診療がん薬物治療保障特約」の発売等について**

明治安田生命保険相互会社（執行役社長 永島 英器）は、2023年4月2日から、当社主力商品であるベストスタイル＜5年ごと配当付組立総合保障保険＞の新たな特約として、「特定自費診療がん薬物治療保障特約」を発売します。

近年、がんに対する薬剤の研究が各国で進められ、新たな治療薬の開発により治療の選択肢は日々広がっています。ただし、日本で承認されていない薬剤を用いる治療の場合、公的医療保険が適用されないため、全額自己負担の自費診療となり、経済的負担の面から治療を断念するケースもあります。このような状況をふまえ、がん治療を諦めることがないように本特約では自費診療による薬物治療の薬剤に係る費用と同額を通算1億円まで保障します。

また、ベストスタイルの既存特約のうち、がん罹患時および再発・転移等の際にお支払回数無制限で保険金をお支払する「がん保障特約」・「がん検診支援給付金付女性がん保障特約」について、2回目以降の保険金をお支払いするまでの期間を、現行の2年から1年に改定します。

これら、新特約の発売・既存特約の改定を通じ、日々進化するがんの多様な治療方法に対して幅広い保障をご提供し、安心をお届けします。

**ポイント1**

**【特定自費診療がん薬物治療保障特約の発売】**

全額自己負担となる自費診療による特定のがん薬物治療の薬剤に係る費用と同額を通算1億円までお支払い<sup>(注1)</sup>

**ポイント2**

**【がん保障特約・がん検診支援給付金付女性がん保障特約の改定】**

1年経過後の再発・転移等の際、「がん保険金」・「女性がん診断保険金」をお支払い

(注1)「支払事由の詳細は1. 特定自費診療がん薬物治療保障特約の発売 (2) 商品概要「支払事由」を参照ください

【ご照会先】  
広報部 広報グループ TEL 03-3283-8054

明治安田生命保険相互会社 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1

ひとに健康を、まちに元気を。



## (1) 開発背景

現在のがん治療では、公的医療保険適用の標準治療（手術・放射線治療・薬物治療）が実施されますが、公的医療保険適用外の先進医療や、患者申出療養制度<sup>(注2)</sup>等の自費診療による薬物治療が行なわれることもあります。自費診療による薬物治療とは、国内では承認されていない未承認薬と、承認されていない用法・用量等で使用する適応外薬による治療で、全額自己負担となります。未承認薬・適応外薬のなかには、1ヵ月あたりの薬剤費が1,000万円以上となる高額なものもあり、治療を希望する方の費用負担が大きくなることもあります。そのような場合でも、本特約から薬物治療の薬剤に係る費用と同額を通算1億円までお支払いすることで、お客さまのがん治療をサポートします。

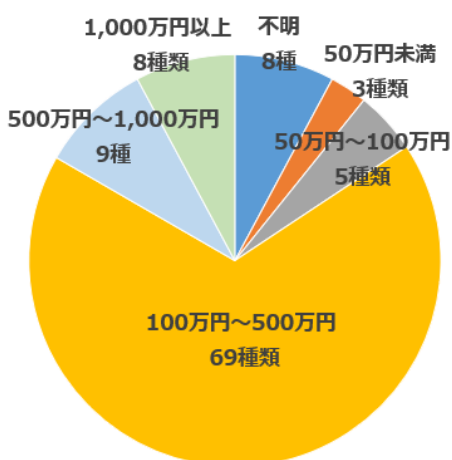
(注2) 厚生労働省が定めている、患者からの申出を起点とし、医療機関で未承認薬等を保険外併用療養で受けられる制度

## 自費診療となる未承認薬・適応外薬

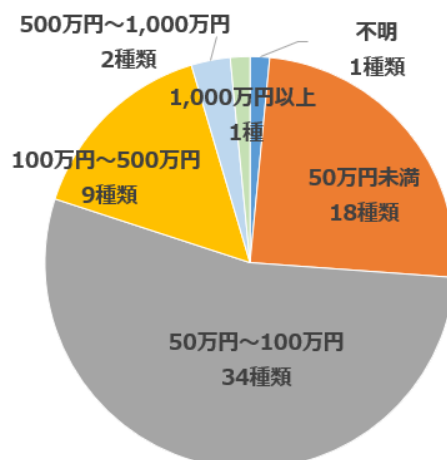
未承認薬	厚生労働大臣による医薬品の製造販売の承認が与えられていない医薬品をいいます。 (例：海外では承認されているが、国内では承認されていない薬剤)
適応外薬	厚生労働大臣による医薬品の製造販売の承認時に認められた効能・効果または用法・用量の範囲外で使用される医薬品をいいます。 (例：大腸がんのみ保険診療となっている薬剤を肺がんで使用する場合)

## 未承認薬・適応外薬の1ヵ月あたりの薬剤費

## ■未承認薬（102種類）



## ■適応外薬（65種類）



<出典：国立がん研究センター「国内で薬機法上未承認・適応外である医薬品・適応のリスト」（2022年5月31日時点のデータ）>

## (2) 商品概要

### 支払事由

給付金名称等	支払事由	お支払額	支払限度
特定自費診療 がん薬物治療 給付金	責任開始日から90日経過後に、悪性新生物（がん）・上皮内新生物の治療を直接の目的として、がん診療連携拠点病院等または日本臨床腫瘍学会認定研修施設で入院または通院をして公的医療保険制度における保険給付および先進医療・選定療養等の対象外となる所定の薬物治療 <sup>(注3)</sup> を受けたとき	薬剤に係る費用と同額 (被保険者の自己負担分額としてその薬物治療を受けた病院等で定められた額)	通算 1億円 <sup>(注4)</sup>

(注3)「特定の薬物治療」とは、次の条件をすべて満たす治療をいいます

- ・下表の「医薬品の定義」に該当する医薬品を使用するものであること
- ・世界保健機関（WHO）の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうち、下表の「医薬品分類」に該当する医薬品を使用するものであること

医薬品の定義	次の条件をすべて満たす抗がん剤、ホルモン剤または分子標的薬のことをいいます ・適応外薬または未承認薬であること ・米国 National Comprehensive Cancer Network (NCCN) ガイドラインが推奨する治療方針に基づき処方または投与される医薬品であること
医薬品分類	L01（抗悪性腫瘍薬）、L02（内分泌療法）、L03（免疫賦活薬）、L04（免疫抑制薬）、V10（治療用放射性医薬品）

(注4) 1回のお支払い限度額は下表のとおりです

お支払いの対象となる薬剤	1回のお支払限度額
未承認薬	国内外の医薬品の価格の2.5倍
適応外薬	薬物治療を受けた時点の薬価基準に定められている薬価の2.5倍

### 主な取扱い

付加できる保険種類	ベストスタイル（J r.） メディカルスタイル F（J r.）
契約年齢範囲	ベストスタイル（J r.）：満6～満80歳 メディカルスタイル F（J r.）：満0～満80歳
保険期間	5年（90歳まで更新可能）

### 保険料例 ※月掛保険料（口座振替料率）

	男性	女性
20歳	46円	45円
30歳	44円	46円
40歳	53円	87円
50歳	91円	118円
60歳	157円	110円

「がん保障特約」・「がん検診支援給付金付女性がん保障特約」の「がん保険金」・「女性がん診断保険金」について、がん罹患時および再発・転移等の際の2回目以降の保険金をお支払いするまでの期間を2年から1年に改定します。

がん保険金・女性がん診断保険金	
改定後	改定前
前回支払われたがん保険金または女性がん診断保険金の支払事由に該当した日からその日を含めて <b>1年</b> を経過した日以後、お支払いの対象となる悪性新生物（がん）と、診断確定されたとき	前回支払われたがん保険金または女性がん診断保険金の支払事由に該当した日からその日を含めて <b>2年</b> を経過した日以後、お支払いの対象となる悪性新生物（がん）と、診断確定されたとき

以 上

このニュースリリースは商品の概要を説明したものであり、保険募集を目的としたものではありません。  
詳細につきましては、保険設計書（契約概要）やパンフレット等でご確認ください。